

大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例

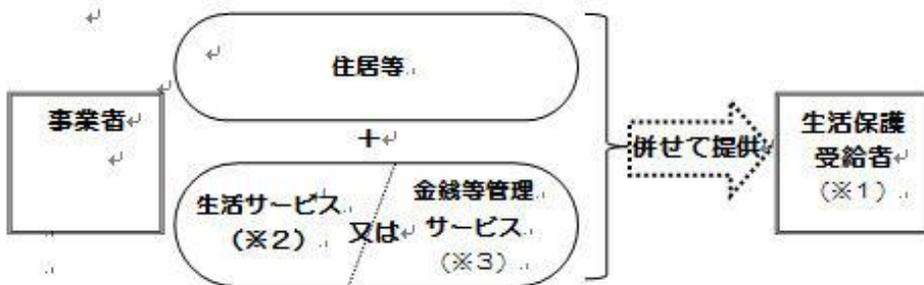
罰則（6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金）

大阪府では、生活保護受給者の生活の安定と自立の助長を図るため、大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例を制定し、生活保護受給者等と住居の提供とともに食事等の生活サービス等を提供する事業者との間における取引ルールを定めることで、生活保護受給者に不当に不利となる事業活動を規制することとしました。

- ① 事業者は、住居・生活サービス等提供事業を開始する際には、あらかじめ大阪府に届出をすること、
 (※ 条例施行の際に既に事業を営んでいる場合は、平成23年8月1日までに届け出が必要です)

1 条例の対象となる事業

被保護者等住居・生活サービス等提供事業（生活保護受給者に対し、①住居等の提供に、②生活サービス又は③金銭等管理サービスを併せて提供する事業）が対象となります。
 (一の事業者が併せて事業を提供する場合だけでなく、一の事業者が他の事業者を指定して、併せて事業を提供する場合があります。)



- ※1 生活保護受給者には、生活保護を申請中の方を含みます。
- ※2 生活サービスとは、衣類、食事、洗濯、掃除等の日常生活上必要なサービスであって、1か月を超えて継続的に提供するものをいいます。
- ※3 生活保護費又は生活保護費が払い込まれる預貯金等の口座を管理するサービスをいいます。

■ 条例の対象とならない事業

- 法令により、
- ・開始につき行政庁の許可、認可、届出を要する事業
 - ・設置につき行政庁の許可、認可、届出を要する施設に係る事業
 - ・行政庁の指定を受けて開始する事業
- (例) 社会福祉法に基づく社会福祉事業、
 介護保険法に基づく介護保険サービス など。

なにが「不当に不利」で、どれが「適切」か、難しいけれど・・・

大阪府社会援護課から電話で、新しい条例について
 宣伝を頼まれました。

生活保護受給者が、食い物にされるのが無くなるのはよいことと、宣伝を引き受けました。

しかし、一方で心配も・・・。金銭管理は、アルコール依存やギャンブル依存の人の、多飲酒や浪費を

生活保護受給者が、食い物にされるのが無くなるのはよいことと、宣伝を引き受けました。

しかし、一方で心配も・・・。金銭管理は、アルコール依存やギャンブル依存の人の、多飲酒や浪費を

書いたものが必要ということになる、そういうこと。

だから、良いも悪いも含め、しっかりした「契約」、

防ぐために、両者が合意して始まることが多いのですが、飲んだ時や負けが込んだ時、「ワシの金返せ」となりがち。こんなトラブルも「不当な不利益」と訴えられると、混乱が起きそう。

平成23年2月1日からの **新しいルールのお知らせです！**

「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」の広報チラシ（部分紹介）です。

生活保護を受けている皆さんへ。
 部屋を借りて、ご飯を出してもらったり、掃除してもらったり、又はお金を預かってもらっていませんか？ そんな皆さんへのお知らせです。

◎ 生活保護を受けている皆さんにとって、
 不当に不利な条件で

住まい+食事、掃除、洗濯 又は お金の預かり

のサービスがされている場合（**貧困ビジネス**）には、とりあえず、担当の **ケースワーカー** さんにご相談ください。

・新しいルールについては、大阪府庁の **社会援護課** にご相談ください。電話番号 **06-6944-6666**

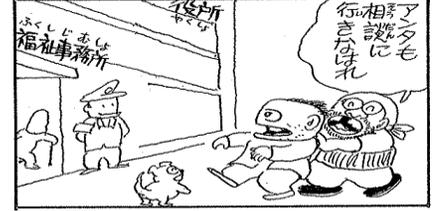
新しいルールができました

契約書をもらいまし

1 した。



2 たか？

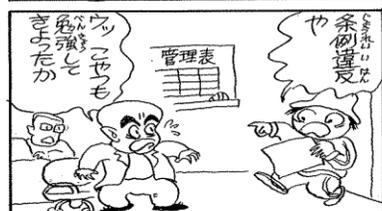


サービスをやめたら
 部屋を追い出されませ

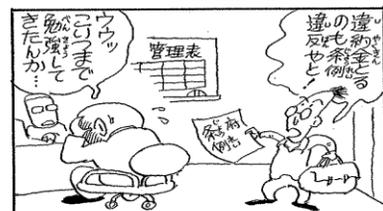
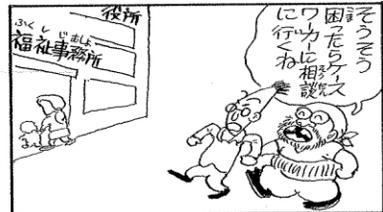
部屋を出るといったら
 違約金を請求されてい

サービスの前に説明

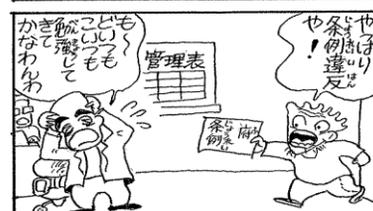
3 なんか？



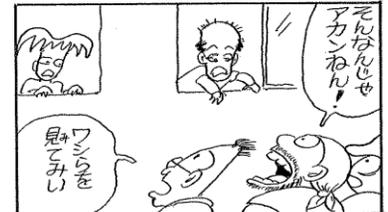
4 ませんか？



5 を受けましょう



6 まずは相談を！



漫画: ありむら 濱

別の住まいに移りたいときは、

必ず、事前に担当のケースワーカーさんにご相談ください。